『アジア太平洋討究』No. 20 (February 2013)

インドネシアのマレー語圏における 言語分野協力と言語法

舟田京子†

Indonesian Cooperation in the Language Field in Malayan Speaking Areas and the Language Law

Kyoko Funada

Indonesian, originating from Malay language, is the national language of the Republic of Indonesia. Although it was used as a *lingua franca* during the Dutch colonial era, the language saw very little development. With the independence in August 17, 1945, the nation started to develop Indonesian, which was chosen as the national language. Indonesia placed establishing a spelling system as its top priority. Indonesia cooperated with Malaysia (The Malayan Union at that time), which gained independence 12 years after Indonesia, in an effort to develop its national language. Indonesia and Malaysia jointly formed a national language research institute in 1972, called MBIM. Efforts were initiated to develop and nurture Malay/Indonesian under Indonesian leadership. With the current population of Malay/Indonesian users at 300 million, MBIM is now aiming at Malay/Indonesian being adopted as an official ASEAN language.

The long-sought Language Law was enacted in 2009 as a part of "The Law No. 24 of 2009 on Flag, Language, State Symbol and National Anthem." Issues started to arise associated with this law. However, it is anticipated that these challenges will be overcome, and the day will come when Indonesian is elevated to the status of an international language.

1. 1972 年までのインドネシア・マレーシア 2 国間の言語協力

1945年8月17日に独立を果たした250以上のエスニックグループからなるインドネシアにとって、統一国家を維持していくために言語の統一が最重要課題の一つであった。そのため独立と同時にインドネシア全土に通用するインドネシア語の整備が開始された。その結果としてスワンディ綴り(1947年)、改新綴り(1957年)、ムリンド綴り(1959年)、LBK 綴り/インドネシア語新綴り(1966年)、完全インドネシア語綴り(1972年)を生み出していった。

一方 1957 年 8 月 31 日に独立したマラヤ連邦(現マレーシア)の国語はマレー語であると決定されたが、実際にマレー語を使用する人口は少なく、マレー語そのものが軽視され、マレー語発展の努力はごく一部のマレー知識人の間でのみなされた。

1959年4月17日にはインドネシア・マラヤ連邦友好条約が、インドネシア共和国首相ジュアンダ・カルタウィジョヨとマラヤ連邦副首相アブドゥル・ラザック・ビン・フセインとの間で締結された。独立がインドネシアに12年遅れたマラヤ連邦はその後も英語を公用語とし、高等教育機関においては1984年まで教育用語が英語であった。このような両国の社会的背景の違いにより、言語の発

[†]神田外語大学教授,Professor, Kanda University of International Studies

展速度においても内容においても、その差は広がるばかりであった。国語であるマレー語を近代言語 として確立させたいマラヤ連邦は、言語分野でインドネシアからの協力が不可欠であった。

同起源の言語であるにもかかわらず、社会言語学的、地理的、歴史的な相違により両国の言語は、綴り、語彙、文法構造など多くの点で相違が生じていた。この相違を減少させるための努力をマレー語を国語とする国民が共同で行う必要があることを両国の言語専門家は痛感した¹。その結果友好条約の一環として両国共通綴りの形成という構想が表面化し、ここからムリンド綴り²という共同綴りの概念が1959年に生まれた。

しかしこの後ラーマン首相によりマレーシア連邦設立構想が打ち出されるにつれ両国の政府間関係が次第に悪化し、1963年にはインドネシアの「マレーシア対決」政策が始まった。これは、1963年から1966年までの、スカルノ大統領によるマレーシア連邦結成反対の外交政策である。マレーシア対決の結果ムリンド綴りは実施に至らず3、この綴りもコンセプトに終わってしまった。

1963 年から 1966 年までのマレーシア対決の期間,綴りに関する公式の協議は両国間で行われなかった。1966 年まで言語文学協会(Lembaga Bahasa dan Kesusastraan [LBK]) ⁴下の専門用語委員会(Komisi Istilah)で言語分野,科学用語などのインドネシア語形成活動が細々と続けられた。

1966 年 8 月末には綴りが完成し、同年 10 月 28 日に発表となった。これが綴り作成機関の名称から名付けられた「LBK 綴り」 5 である。1967 年 9 月 19 日には両者の間で LBK 綴りによる綴りの統一の調印がなされ、1968 年 2 月 28 日からこの LBK 綴りが唯一の公式綴りとして施行される予定であった。

このインドネシア・マレーシア語綴り統一の決定はマレー語の歴史上きわめて重要な出来事であり、また初めての試みであった。実現すれば同一語地域が広がり、広範囲での意思の円滑な疎通が可能になる。そしてその中で思考形態を共有することが可能となり、多くの人に利益をもたらすこととなる。しかしながら、インドネシア社会から多くの反対を受け、公式綴りとはならずコンセプトに終わってしまった。それどころか 1967 年から 1969 年までの 2 年間、この綴り問題は言語学的問題としてではなく、政治的問題として発展していった。1963 年から 1966 年までのスカルノ大統領主導のマレーシア対決および 1965 年の 9 月 30 日事件の後遺症で反マレーシア、反共産党の国民が残っていた。彼らはインドネシア語新綴りはマレーシアの綴りに近づいており、これは政治的にインドネシアがマレーシアに歩み寄る証拠であり、インドネシア人としての誇りを汚すことになるという考えを持っていた。綴りに関しアラビア語源の単語が新綴りでは忠実に表記できず、これはイスラム教徒にとり許されないことで、キリスト教普及活動であるという意見も多くあった。最終的にインドネシア語新綴りを作成した委員達のエスニックグループや宗教にまで及び、社会、政治的にタブーとされてきた SARA(suku, agama, ras, antargolongan)問題に発展していった。。

インドネシア国内が安定し始め、1972 年 8 月 16 日の完全インドネシア語綴りの公式発表に先駆け、インドネシア・マレーシア教育協定(1967 年 6 月 27 日発表)の内容を法律的に強化するため、同年 5 月 23 日にマレーシア・インドネシア政府間で会議が開催された。そこで言語、教育に関し共同で作業を行うことの決定が下され、共同声明が発表された。これにより両国共通の綴り⁷が発表された。また両国で綴り、語彙、文法に関する両国語の発展のための共同作業を行う言語機関設立が決められた。これが次章で論述するインドネシア・マレーシア言語審議会(Majelis Bahasa Indonesia-

Malaysia [MBIM]) である。

2. ブルネイ・ダルサラム, インドネシア, マレーシア言語審議会 (MABBIM) の役割 8

1972年5月23日のインドネシア、マレーシア両教育相の共同声明中のI(3)で言語共同委員会を設立するとの提言があった。両国が同時に完全綴りを発表した後、同年12月26~29日クアラルンプールで会議が開かれた。この会議を第1回インドネシア・マレーシア言語審議会(以降、言語審議会と記)とした。本審議会の設立は、両国独立後の言語分野における協力関係の集大成である。

インドネシア,マレーシア両国で一般に言語問題関連事項,文法,語彙,綴りおよび両国の国語に関わる事項を協議,研究,調査する会議を開催する共同機関としての役割を果たす機関である。言語審議会の当初の重要目的は、綴り、語彙,文法の統一に向け合意を形成することであった。

言語審議会は、両国国語の基礎を成すマレー語の型、すなわち綴り、語彙、文法とその使い方、および社会性を定める機関で、政治体制の差異を越え、国境を越えて共同の言語政策を追求するという 国際的にも極めて珍しい事例として挙げられる。

1972年~1975年はインドネシア主導期の言語審議会であった。この時期は政治的にもマレーシアとスハルト政権下のインドネシアの関係は良好であった。第1回会議から第6回会議までの両国の出席者を見ると、インドネシア側はLBK綴り作成に貢献した人物が中心で、マレーシア側はASAS'50⁹のメンバーが多い。またインドネシアが作成したインドネシア語綴り一般指導書およびインドネシア語用語作成一般指導書を参考に、マレーシア側がマレーシア語綴り一般指導書およびマレーシア語用語作成一般指導書を作成していることから、本言語審議会はインドネシア主導で順調に進められていったことがうかがえる。審議会参加者名簿から、当初言語審議会にはある意味で当然のことながら言語学者が多く携わっていることが分かる。

1976年~1985年には両国協力期の言語審議会という形になって行った。

基本的に用語作成に着手し、メンバーも言語学専門家の人数を削減し、各分野の専門家を参加させるようになった。会議の規模も大きくなったことが注目される。この時期からインドネシア主導の綴り分野から他分野へ重点が移っていき、言語審議会内の立場も均衡の取れたものとなり、両国協力期に入る。

マレーシアでは 1975 年全英語学校の教育用語がマレーシア語になった。これはブミプトラ政策が盛んだった時期である。

1985年のブルネイ・ダルサラム加入により言語審議会の名称がブルネイ・ダルサラム、インドネシア、マレーシア言語審議会(以降、言語審議会と記)に変更された。また第24回会議(1985年11月)からシンガポールがオブザーバーとして参加するようになった。このようにマレー語を国語とする国であるインドネシア、マレーシア、ブルネイ・ダルサラム、シンガポールが全て出席することで、この言語審議会はより重要な意味を持つ会議体となった。

また MBIM 時代には綴り、語彙、文法の整備に力をいれていたが、MABBIM となってからは各国の国語の整備、育成活動の力点が置かれるようになった。

ブルネイ・ダルサラムも言語審議会メンバー国として安定し、1990年以降いよいよ3カ国協力期に入っていき、世界の時代の変化に伴い情報技術関連の作業を開始した。これは3カ国の中で最も情

報技術に力を入れているマレーシアがインドネシア,ブルネイ・ダルサラムに先駆け着手した。経済 面で優位に立っているマレーシアは科学技術面で発展を遂げており,一方インドネシアは言語,文学 分野で優れていることが明らかであり,こうした比較優位を踏まえ,両国が得意な分野で言語審議会 に貢献していることが判明する。

1998 年 3 月の第 37 回会議における「アセアン語としてのマレー語/インドネシア語の可能性に対する MABBIM 構想」(Gagasan MABBIM Terhadap Kemungkinan Bahasa Melayu Sebagai Bahasa Asean) 提案 10 について,各国はこの実現のため有効な戦略を考えることに同意した。本構想の根本的な考え方は,マレー語圏で広くリンガ・フランカとして使用されてきた歴史から,マレー語の国際語としての地位は明確であり,ASEAN 会議でも英語とともにマレー語が 2 大公用語となるに足る潜在能力を持っているというものである。また言語審議会としても本構想に同意し,言語審議会の非加入国に柔軟に対応し,賢明にかつ実用的に本構想を実施することに合意した。この第 3 7 回会議は今後の言語審議会の活動を大幅に拡大する契機となる会議である。

第36回会議まではマレー語を国語とする4カ国全ての加入を目標にシンガポールの言語審議会加入を目指していたが、上記の構想案提出で、更にマレー語使用地域が拡大され、アセアンの共通語とすることが目標とされた。これは2005年に向けての構想であるが、東南アジアでインドネシア、マレーシア、ブルネイ・ダルサラム以外の国が賛成する可能性がきわめて低い難しい問題となった。この対処法が各国委員の2005年までの大きな課題となった。

2006年の会議で本構想は宗教や国政面で非常にセンシティブな問題なので配慮しながら行うこととしたが、3国の共同声明にマレー語の ASEAN の公用語化へ向けての活動は記載されることとなった。2007年第46回会議でマレー語の歴史を調査し、マレー語が使われていた地域の言語追跡調査プロジェクトが開始されたことを明らかにした。現在までマレー諸島周辺、オーストラリア大陸に居住するマレー社会、ココス島、クリスマス島の調査が実施された。しかし東南アジア諸国での調査は未だ行われていない。マレー語の国際語の仲間入りが実現される準備段階として、本調査は継続される必要がある。

2008 年会議では周辺国を MABBIM の言語セミナーへ招待することを承認した。マレーシアがタイを、ブルネイがフィリピンを、そしてインドネシアが東ティモールに声がけすることとなった。タイへはタイの国内情勢をみて招待することは控え、フィリピンと東ティモールを招待したが、参加することはなかった。2009 年の会議では外国語に関する話し合いが行われ、マレー語/インドネシア語は外国語、特に英語とぶつかり合うことはない、なぜならそれぞれ固有の役割をもっているからであるとの結論に達した。これは英語の重要性を認めた事になる。

またマレー語/インドネシア語の使用範囲を広げる活動の一環としてマレーシアがタイのソンクラー・ナカリン大学(プリンス・オブ・ソンクラー大学),タマサート大学でマレー語使用向上プログラムを開催し,北京外国語大学と広西民族大学に教員を派遣した。インドネシアはエジプトのアイン・シャム大学,広東,広州,東ティモールでインドネシア語の講習会を開催し,またベトナムの大学と交流協定を締結した。ブルネイはバンコックにあるタマサート大学などでマレー語講習会を開いたとの報告がなされた。このようにして徐々にではあるが,マレー語/インドネシア語の近隣諸国へのアピール活動を行っている。

以上,ブルネイ・ダルサラム,インドネシア,マレーシア言語審議会での協力活動は、3カ国の言語協力機関を中心に継続されており、3国間の政治軋轢の緩和にも好影響を齎し、更にこれが3国の文化交流、言語統一活動の活発化を促すという好循環を生んでいる。この言語協力の中心的役割を担っているブルネイ・ダルサラム、インドネシア、マレーシア言語審議会による活動は、アセアン諸国の文化・教育交流の中で大きな役割を持つことを目指している。

今後の言語発展を促進し、ひいては国際関係の安定にも大いに貢献するものとなろう。

3. 言語法の成立

3 カ国の協力関係で言語分野は発展の一途をたどっているにもかかわらず、インドネシア、マレーシア、ブルネイ・ダルサラム共に「言語法」¹¹ が存在しなかった。その結果各国において、それぞれの言語研究機関は言語分野の決定権を有することができず、政府の承認が得られない場合、決定事項の実施が不可能な事態が生じる。3 カ国の言語研究機関は、言語に対する助言、忠告、提言、および言語政策の決定権を有する政府の承認後に決定事項を実施するのみで、一貫した言語政策の実施が困難であった。マレーシアの場合も、言語研究機関が決定権を持たないため、言語政策を政府の承認なしでは実施できず、政府機関ではマレーシア語を使用せず、マレーシア語普及に歯止めがかかってしまう。「言語法」が制定され、その中で言語研究機関の地位が確立、保証されれば政府決定事項として言語に関する事項を徹底して実施することが可能となる。

1999年11月8日から12日までボゴールにおいて言語政策セミナーが開催された。本セミナーの中で、国語育成に関し全責任を負う言語研究・実施機関である国立言語センターを中心とする言語政策立案グループから政策実現のための手段として8項(1. 言語法の制定、2. 言語研究・実施機関である言語センターを国家教育省傘下から外し、独立した政府機関とする、3. インドネシア語能力検定試験の実施、4. 情報網の拡充、5. 翻訳、6. 表彰、7. 国内外との協力関係、8. 人材育成)が提起された12。そのうちの主たるものは「言語法」の制定であった。言語政策に関する基本的法規約の必要性が強くなっており、これは言語政策実施に係わる機関の全てを保障するために重要である。先に述べたようにインドネシア、マレーシア、ブルネイ・ダルサラム共に「言語法」が無いために、国内で法的に言語に関する決定事項の実施が徹底できない。そのため国立言語センターを中心とする言語政策立案グループは、正しいインドネシア語普及のために必要な「言語法」の制定を政府に要請した。

また言語研究・実施機関である国立言語センターを国家教育省傘下からはずし、権限をもった独立した政府機関にすることも提案された。国立言語センターは言語政策に関する責任を負った政府の組織である。しかし本センターは国家教育省の傘下の第2等級政府機関であり、権限は極端に制限されていた。それゆえ2009年までの言語政策の成果は満足のいくものではなかった。

以上のうち、第1の「言語法」に関して、2003年第8回インドネシア語会議の席上、会議出席者から当時調整大臣(現大統領)であったスシロ・バンバン・ユドヨノに「言語法」制定の要請があり、バンバン・ユドヨノは「言語法」制定に賛成の意を表していることから、制定の道が開けた。第2の組織の変革について、1978年第3回インドネシア語会議から1998年の第7回インドネシア語会議まで常に議題に上がってきた。調査、研究、会議、国内外の他機関との共同活動などに対しても決定の

権限が与えられず、国立言語センターの責任と権限により円滑に諸活動を進められなかったからである。そして2006年9月21日に言語法案会議が開かれ、国家教育省大臣官房長が言語使用はインドネシア語、地方語、外国語使用に関する各種問題を規定する法律によって安定させなければならないと述べ、言語法の必要性を指摘した。その後本センターは言語の専門家を中心に「言語法案」¹³の作成を開始し、2008年には完成させ政府に提出している。この「言語法案」は本文11頁、注釈9頁、計20頁からなり、本文は8章立てで、第1章総論、第2章権利と義務、第3章言語使用法、第4章は発展、育成および保存、第5章管理、第6章制裁、第7章推移事項、第8章最終項となっている。

その結果, 2009年6月9日インドネシア共和国国民代表議会 H. R. アグン・ラクソノ (H. R. Agung Laksono) 議長率いる国民代表議会定例会議で国旗,国語,国章,国歌に関する法律案を法律 とすることが承認され,「国旗, 国語, 国章, 国歌に関する 2009 年第 24 号法律 | ¹⁴ として制定された。 つまり「言語法」として単独ではなく、国旗、国章、国歌と共にひとつの法律となったのである。し かしながら本法律成立以前は既存の法令で特に定められていなかったので、本法律の存在で言語使用 の標準化、安定、法による決定としての『補償』が得られることとなった。インドネシア共和国憲法 第 36C 条で「国旗、国語、国章、国歌に関する詳細は法律で定める」という規定がなされていたが、 その法律が長い年月を経てやっと実現したのである。そしてこれを機会に国語としてのインドネシア 語,インドネシア文学を一手に担当している国立言語センターは「国務省の立場,任務,機能,およ び国務省第 1 等級の組織,任務および機能に関する 2010 年第 24 号大統領令 ¹⁵」によって名称を「言 語発展・育成局(Badan Pengembangan dan Pembinaan Bahasa)」と改名し、現行の国家教育省組織 の第2等級から第1等級へ引き上げられ、組織編成も変更となった。国語担当機関が格上げされたこ とで一見権限が増したように思われるが、組織改編の結果、本言語機関の上層部が言語の専門家から 言語ではなくマネージメントを専門とするメンバーに入れ替わったため純粋な言語機関としての活動 が停滞した。これは特に言語発展・育成局長が言語機関の代表として国内外で言語に関する場面に立 ち会う際に、言語専門家でないため内容の把握ができず、対外的にも対内的も支障が生じる。その結 果対外的には常に局長の代理として言語の専門家が対処することになり、局長は名ばかりのトップと なる。純粋に言語活動を行うためには今までのようにトップが言語専門家である組織のほうが機能的 であった。国語に関する法律ができたことは国として喜ばしいことであるが、それに付随した組織の 改編は国語の発展、育成、保存面でマイナス効果をもたらす場合が生じることとなった。

「国旗、国語、国章、国歌に関する 2009 年第 24 号法律」は本文 29 頁、注釈 20 頁、付録 8 頁、計57 頁である。本文は 9 章から成っており、第 1 章総論、第 2 章国旗、第 3 章国語、第 4 章国章、第 5 章国歌、第 6 章国民の権利と義務、第 7 章刑事事項、第 8 章推移事項、そして第 9 章最終項となっており国語に関しては第 1 章総論全 10 項のうち 3 項、および第 3 章(5 頁分)に記載されている。国立言語センターが政府に提出した「言語法案」は本文 11 頁であったが、「国旗、国語、国章、国歌に関する 2009 年第 24 号法律」では国語に関する章は 5 頁と短縮されている。その内容の要約を以下に記す 16。

第1章総論,第1条第2項「インドネシア共和国の国語であるインドネシア語はインドネシア共和国の全領土で使用される国民の公用語である」,第6項「地方語はインドネシア共和国の地方でインドネシア国民が代々使用している言語である」,第7項「外国語はインドネシア語および地方語以外

の言語である」と言語の規定を記している。

第3章国語,第1部総論,第25条(1)1945年憲法第36条に国の公用語として記されているイン ドネシア語は民族の文明と共に発展してきた統一語として 1928 年 10 月 28 日の「青年の誓い」に記 された言語である、(2) 上記インドネシア語は民族のアイデンティティ、国民の誇り、多種エスニッ クグループ統一手段および地方間,地方文化間のコミュニケーション手段として機能する,(3)上記 国の公用語としてのインドネシア語は国家の公用語,教育用語,国民間コミュニケーション,国民文 化の発展、貿易、商業用文書、科学技術、芸術の発展手段、マスメディア語として機能する。第2部 インドネシア語の使用、第26条、法令にはインドネシア語の使用を義務付ける。第27条、国家の 公式文書にはインドネシア語の使用を義務付ける。第 28 条,国内外で大統領,副大統領,およびそ れ以外の政府高官が行う演説にはインドネシア語の使用を義務付ける。第29条(1)国民の教育用語 にはインドネシア語の使用を義務付ける、(2) 外国語やその教育能力向上が目的の場合は外国語を使 用することができる、(3) 上記インドネシア語は外国語教育、外国人への教育の場合は使用しない。 第30条,政府機関における公共管理にはインドネシア語の使用を義務付ける。第31条(1)国家機 構、インドネシア共和国政府機関、インドネシアの民間機構あるいはインドネシア国民個人が関わる 協定および条約にはインドネシア語の使用を義務付ける、(2)上記協定および条約に外国が関わって いる場合,外国側の言語および/あるいは英語でも記される。第32条(1)国内でのフォーラム,あ るいはインドネシア国内で開催される国際フォーラムではインドネシア語の使用を義務付ける,(2) 海外での国際フォーラムでインドネシア語を使用することができる。第 33 条(1) 政府、民間での職 場における公式コミュニケーションではインドネシア語の使用を義務付ける,(2)上記職場でインド ネシア語が堪能でない職員はインドネシア語講習会に参加する義務を負う。第34条,政府機関の各 機構あるいは個人の報告書にはインドネシア語の使用を義務付ける。第 35 条(1)インドネシアにお ける学術論文や学術出版物にインドネシア語の使用を義務付ける,(2)上記論文や出版物で特別な分 野のものに関しては地方語あるいは外国語を使用することができる。第 36 条(1)インドネシアの地 理名にはインドネシア語の使用を義務付ける、(2)上記地理名で正式名称は1つのみである。(3)建 物名,建設物,道路,マンション,住居,オフィス街,商業施設,商標,企業名,教育機関,インド ネシア国民・法人が所有あるいは設立した組織にはインドネシア語の使用を義務付ける. (4) 上記 (1) と(3) の名称は歴史,文化,伝統および/あるいは宗教的価値がある場合は地方語あるいは外 国語を使用することができる。第 37 条(1) インドネシアで流通している国内外の製品や製品サービ スに関する情報にはインドネシア語の使用を義務付ける、(2)上記情報は必要に応じて地方語あるい は外国語にすることができる。第38条(1)信号,道路標識,公共施設,横断幕および公共サービス のための他の情報機器にはインドネシア語の使用を義務付ける, (2) 上記でインドネシア語に地方語 や外国語を添えることは可能である。第 39 条(1)マスメディアで伝える情報にはインドネシア語の 使用を義務付ける、(2) 上記(1) で特別の手段や目的を有する場合は地方語あるいは外国語を使用 することができる。第40条, 26条から39条に述べたインドネシア語の使用に関する詳細な条項は 大統領令で規定される。第3部インドネシア語の発展,育成,保護,第41条(1)政府は時代の発 展に伴った社会、民族、国家の生活内での地位、機能を満たすためにインドネシア語と文学を発展、 育成、保護する義務を負う。(2) 上記発展、育成、保護は段階的、系統的に言語機関によって行われ

る,(3)発展,育成,保護に関するより詳細な条項は政令で定める。第42条(1)地方政府は時代の発展に伴った社会,民族,国家の生活内での地位,機能を満たすため,そしてインドネシア文化の一部となるために地方語と地方文学を発展,育成,保護する義務を負う,(2)上記発展,育成,保護は段階的,系統的に言語機関の調整によって行われる,(3)発展,育成,保護に関するより詳細な条項は政令で定める。第43条(1)政府は民族競争力向上のために外国語習得を希望する国民に支援を行う,(2)(1)で述べたように外国語力を向上するための支援に関するより詳細な条項は政令で定める。第4部インドネシア語が国際語になる機能の向上,第44条(1)政府はインドネシア語が国際語になる機能の向上,第44条(1)政府はインドネシア語が国際語になるための機能を段階的,系統的,継続的に向上させる,(2)上記機能の向上は言語機関で調整するものとする,(3)上記機能の向上に関するより詳細な条項は政令で定める。第5部言語機関,第45条,第41条の第2項,第42条の第2項,第44条の第2項に記されている言語機関は法令の条項に従い編成され,大臣に対し責任を負う。

以上から、「国旗、国語、国章、国歌に関する 2009 年第 24 号法律」の第 3 章第 2 部「インドネシア語の使用」が言語法の中心となる部分であるといえよう。

第26条「法令にはインドネシア語の使用を義務付ける」に関して、以前の法令中にはオランダ語表記の部分も見受けられたが、これによりインドネシア語表記を義務付けられたので、当該外国語が外来語でインドネシア語化されたものとして受け入れられない限り今後作成される法令からは外国語表記が外されていくと思われる。

第27条「国家の公式文書にはインドネシア語の使用を義務付ける」に関し、現在まで国家の公式 文書はインドネシア語で表記されていたが、本法律で初めて「義務」と明記されたことによりインド ネシア語の重みが増したといえよう。

第28条「国内外で大統領,副大統領,およびそれ以外の政府高官が行う演説にはインドネシア語の使用を義務付ける」では、現大統領が海外での演説の際に本条項に従いインドネシア語でスピーチを行ったのを皮切りにインドネシア語による演説が一般的となった。本条項成立前には海外での大統領などの演説は英語を使用することもあったためインドネシア語の国語としての役割が本法律により強調されることとなった。

第29条「国民の教育用語にはインドネシア語の使用を義務付ける」について、インドネシア語が国語であるにもかかわらず地方では低学年には地方語で教育する場合が多く、また黙認されていた。しかし本条項に従い地方でも次第にインドネシア語を教育用語とする傾向にある。またインターナショナルスクールが首都ジャカルタを中心に増加し、教育用語を英語とする学校が増えている。このようなケースに例外措置を与えるため、同条(2)に外国語やその教育能力向上が目的の場合は外国語を使用することができると記されている。現状では英語を教育用語とする学校はインターナショナルスクール等に限られているが、これが進みブルネイ・ダルサラムのようにほぼ全ての学校の教育用語が英語になり自らの国語を軽視する傾向が生まれないことを望まれる。

第30条「政府機関における公共管理でインドネシア語の使用を義務付ける」これは政府機関が一般向けに使用する物品、事項にインドネシア語を使用するということで、各場所を示すプレート、印刷物など細部に亘る。

第 31 条「国家機構,インドネシア共和国政府機関,インドネシアの民間機構あるいはインドネシ

ア国民個人が関わる協定,条約でインドネシア語を義務付ける」国家レベルから個人レベルまでのあらゆる協定,条約にはインドネシア語を使用しなければならないということである。しかし上記協定や条約に外国が関わっている場合は外国語および/あるいは英語表記の作成も許される。第26条で法令にはインドネシア語の使用を義務付けており,法に関わるもの全て,つまり協定,条約にもインドネシア語の使用が義務付けられるようになった。

第32条「国内でのフォーラムあるいはインドネシア国内で開催される国際フォーラムでインドネシア語の使用を義務付ける」本条に関し、現在まで国内で開催される国際フォーラムでは英語を公式語としている場合が多かったが、次第にインドネシア語が使用されることになるであろう。

第33条(1)「政府、民間での職場における公式コミュニケーションではインドネシア語の使用を義務付ける」(2)「上記職場でインドネシア語が堪能でなり職員はインドネシア語講習会に参加する義務を負う」この(1)に関して外資系企業ではほぼ英語がコミュニケーション用語になっており、本条に従っていない状況である。(2)に関してインドネシア語が堪能でない職員を外国人であると表記していないが、本項に従うとインドネシアで就労する外国人労働者は講習会でインドネシア語を学ばなければならないことになる。2008年にインドネシアで就労する外国人労働者はインドネシア語能力検定試験を受け、合格しなければ就労できないという規則を作り、労働省と国家教育省の2省で検定試験制度および講習会用教科書の作成が始められた。双方の歩み寄りがなく、2種類が同時進行で進められ混乱をまねき、結局本規則は実現しなかったという経緯がある。本条中のインドネシア語講習会は教育文化省17作成の教科書を使用する講習会と思われる。本33条はインドネシアのドメスティック企業では問題ないが、外資系企業では実現が困難である。

第35条「インドネシアにおける学術論文や学術出版物にインドネシア語の使用を義務付ける」インドネシアでは一般学術出版物のほとんどがインドネシア語で記されているため、専門家だけでなく多くの国民が学術出版物に触れることができる。これは同じマレー語を国語とするマレーシアやブルネイ・ダルサラムよりはるかに進んでおり、外国語の出版物のインドネシア語への翻訳にも言語発展・育成局が重点を置いている。本分野での更なる発展が望まれる。

第36条(1)「インドネシアの地理名にはインドネシア語の使用を義務付ける」(3)「建物名,建設物名,道路,マンション,住居,オフィス街,商業施設,商標,企業名,教育機関,インドネシア国民・法人が所有あるいは設立した組織にはインドネシア語の使用を義務付ける」,第38条(1)「信号,道路標識,公共施設,横断幕および公共サービスのための他の情報機器にはインドネシア語の使用を義務付ける」1993年の国策大綱(Garis-Garis Besar Haluan Negara [GBHN])¹⁸中にインドネシア語で言い表せる概念を含んだ外国語の語彙は使わずインドネシア語を使用すべきであると記されている。しかしながらこれは提言にすぎず,順守されることはなかった。1995年5月20日民族覚醒の日(Hari Kebangkitan Nasional)に独立50年を節目にスハルト大統領(当時)が国家規律運動(Gerakan Disiplin Nasional)を発令し,国民の規律を正す活動を始めた。家族計画,老人・衛生対策,教育,国民の尊厳など多岐分野にわたっている。その中でインドネシア国民は教育,職業,性別などの差別なく,全国民が正しいインドネシア語を使用するよう呼びかけ,店名,住居地区,企業名,広告などに使用されている外国語をインドネシア語に改めるよう提言した。同年に教育文化相 Wardiman Djojonegoro も企業名,住居地区,建物に外国語の名称が氾濫し常識範囲を超えていると発言して

いる。しかしながら結果的には実りの少ないスローガンとなった。これに伴い同年独立宣言 50 周年を機会に教育文化省下の言語育成・発展センターが「外国語の名称および語彙のインドネシア語化指導書」(Pedoman Pengindonesiaan Nama dan Kata Asing)¹⁹ をバライ・プスタカから出版した。以上のように指針は出されたが法律ではなく強制力がなかったため一時的に効果はあったが,長期的効果は実現できなかった。1995 年スハルト大統領による国家規律運動により変更されたものもあるが,今回の法律により地理名,特に新興住宅街,建物,建設物,マンション,オフィス街,商標,企業,その他組織の名称にインドネシア語が使用され始められるようになった。新旧含めて一例として下に取り上げる。

住宅地区 Gardenia Estate→Bumi Gardenia

Palm Village→Grama Palma

Bogor Lakeside→Tepian Danau Bogor

工業地区 Bekasi Industrial Estate→Kawasan Industri Bekasi

Great Jakarta Industrial Estate→Kawasan Industri Jakarta Raya

建物 Jakarta Convention Center→Balai Sidang Jakarta

Swansan Center→Pusat Usaha Swansan

Ratu Plaza→Plaza Ratu

建設物 Bank Bali Tower→Menara Bank Bali

Jakarta Financial Tower→Menara Keuangan Jakarta

マンション Simpruk Terrace Condominium→Kondominium Beranda Simpuruk

Casablanca Apartments→Apartemen Casablanca

オフィス街 Setiabudi Office Park→Perkantoran Setiabudi

Five Pillars Office→Mandala Perkantoran Pancasaka

商業施設 Indonesia Plaza→Plaza Indonesia

Kelapa Gading Mall→Mal Kelapa Gading

商標 The Galleria→Galeria

Bali Beach Hotel→Hotel Pantai Bali

企業 Alita Bank→Bank Alita

その他組織 Bakrie Group→Grup Bakrie

第39条「マスメディアで伝える情報にはインドネシア語の使用を義務付ける」近年日本でも言えることであるが、語彙に安易に英語を使用する場合が増えている。インドネシア語で表現できる箇所は外国語ではなくインドネシア語で表記するということである。

以上,内容を比較検証した結果,全体的に評価出来るが,国立言語センターが主張した「言語法案」第2章第9条に記されている「政府および地方政府は特にインドネシア語および地方語を使用することに国民が誇りを持ち,正しいインドネシア語運用能力を身に付けるよう育成する義務を負う」という部分,および第4章の「発展,育成および保存」の具体例や詳細な記述が欠落していることが判明した。その代わりとして第41,42,44条では「より詳細な条項は政令で定める」とし,国家の発展

に最も重要な国内での国語に肯定的に接する言語観の確立,国語の安定および確立という部分が先送 りとなっているように考えられる。

4. マレー語圏での今後の言語分野協力の問題点と可能性

マレー語は植民地宗主国の言語政策の結果外部よりもたらされた言語ではなく、現在のインドネシア、マレーシア、ブルネイ・ダルサラム、シンガポール、タイ南部、フィリピン南部に古来より存在していた固有の言語である。そしてこの地の固有の伝統文化や歴史が、マレー語/インドネシア語の成長を育んできたのである。インドネシアは第2次世界大戦後国語としてのインドネシア語を確立するためにまず綴りの整備から着手した。その12年後の1957年にマラヤ連邦が独立し、同じマレー語を語源とするマレーシア語(当時はマレー語)の整備に協力し、そのマレー語/インドネシア語の国語としての確立と発展の為1972年以降インドネシアとマレーシアはインドネシアーマレーシア言語審議会を中心に言語分野での協力を強化してきた。

一方でマレーシアのマハティール首相(当時)は、1993年11月技術発展のため英語を大学の教育用語として使用する許可を出した。また 2003年から理科と数学における教育用語として英語を採用した。その教育結果が芳しくなく、現在はマレー語に戻されてはいるが、近年英語教育に力点を置いていることに変わりはない。ブルネイ・ダルサラムも小学校2年生から教育用語を英語にしており、国語であるマレー語を軽視している。各国ともに教育省では国語の発展育成活動を行っているが、政府は自国の発展を経済面から見ているために世界共通語である英語を重視した政策を打ち立ててしまう。これにより国語軽視、英語重視の傾向が生まれているのが問題となっている。インドネシアでも英語の存在が大きくなってきているが、教育用語を英語にするまでには至っていない。3カ国とも今後国語であるマレー語/インドネシア語と英語の調和をどのように図るのかを検証することが重要となる。

マレー語/インドネシア語が果たして今後アセアンの共通語になりえるのか。

一見不可能に思えた構想であるが、メンバー国の「マレー語のアセアン語化構想」に向けた活動が 2章で記述したように 2007 年から少しずつではあるが始められていることを注視したい。

またインドネシア国内でのインドネシア語の発展,育成,保護を円滑に進めるために「言語法」の 実現に努力をしてきた結果,2009年に「言語法」単独ではないが「国旗,国語,国章,国歌に関す る2009年第24号法律」の一部に組み入れられた。これにより国民の間にインドネシア語が改めて 認識され,その役割が大きくなったことは確かである。一方でこれに伴い国語を扱う言語機関の等級 が格上げされたために,機関のトップには従来の言語専門家でなく政府高官が就任したため前章で述 べたような支障が生じることとなった。

以上のような問題点が残っているが、インドネシアは今後これを一つずつ克服して域内の平和的言語環境の創出に寄与することが期待される。

註

¹ Umar Junus は 1957 年 6 月 25 日ジャカルタで「インドネシア語とマレー語の綴りの統一の可能性」についての学生との討論会の中で「統一の可能性は大いにあるが,そのために世界の言語の中の一般的綴りのシステムを研究しなければならない。英語,オランダ語からの借用語はたとえ綴りが同一でも /v/、/g/ などの音が異なるため簡単には解決できない。」と述べている。

- Umar Yunus, Sedjarah Dan Perkembangan Ke Arah Bahasa Indonesia Dan Bahasa Indonesia, Jakarta, Bhratara, 1969.
- ² Melayu, <u>Indo</u>nesia = Melindo.
- ³ Asmah Haji Omar (Essays on Malaysian Linguistics, Kuala Lumpur, Dewan Bahasa dan Pustaka, 1975) によると3年間の国交断絶ばかりでなくñ、n などの文字の非合理性が実現しなかったことも一要因でもある。
- ⁴ この Lembaga Bahasa dan Kesusastraan は後日 Lembaga Bahasa Nasional (国家言語研究所) と名称が変わり、その後言語 育成活動の中心となった Pusat Pembinaan dan Pengembangan Bahasa (言語育成・発展センター) に変わった。2000 年に Pusat Bahasa (言語センター) と名称変更され、2010 年には Badan Pengembangan dan Pembinaan Bahasa (言語発展・育成局) と改名された。LBK はムリンド綴りのコンセプトを刷新するため 1966 年 5 月 7 日に発足した。
- 5 その後正式に「インドネシア語新綴り」と改名された。
- 6 舟田京子「インドネシア・マレーシア両国独立後の言語協力に関する史的考察」早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士 論文、2006 年、46-47 頁
- 7 インドネシア側の名称は「完全インドネシア語綴り」、マレーシア側は「新マレーシア語綴り」。
- 8 <u>Maj</u>elis Bahasa <u>B</u>runei Darussalam-<u>I</u>ndonesia-<u>M</u>alaysia. 1985 年 11 月まではインドネシア、マレーシア言語審議会 (MBIM) の名称を使用していた。
- 9 1950 年及び 60 年代に現在のマレーシア,シンガポール領域内で作家,芸術家ら知識層が組織した文学者団体。
- 10 第37回ブルネイ・ダルサラム、インドネシア、マレーシア言語審議会議事録。
 - Dewan Bahasa dan Pustaka, Kompilasi Keputusan Umum Sidang Majlis Bahasa Brunei Darussalam-Indonesia-Malaysia, jilid II, Brunei Darussalam, Kementerian Kebudayaan, Belia dan Sukan Negara Brunei Darussalam, 2009.
- 11「言語法」とは言語に関する法律である。国語に関して全責任を負っている国立言語研究機関が定めた言語関連の決定事項が政府の承認を得ることなく公的に認められることを目的としたものである。全て政府の承認が必要なため、政府にとって都合のよくない内容のものは国語として正しくとも認められず、徹底した言語政策は実施不可能であった。
- 12 舟田京子「インドネシア・マレーシア両国独立後の言語協力に関する史的考察」早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士 論文,2006 年,69 頁。
- ¹³ Undang-Undang Tentang Kebahasaan.
- ¹⁴ Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 24 Tahun 2009 Tentang Bendera, Bahasa, dan Lambang Negara, serta Lagu Kebangsaan.
- Peraturan Presiden Nomor 24 Tahun 2010 Tentang Kedudukan, Tugas, dan Fungsi Kementerian Negara serta Susunan Organisasi, Tugas, dan Fungsi Eselon I Kementerian Negara.
- Badan Pengembangan dan Pembinaan Bahasa, Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 24 Tahun 2009 Tentang Bendera, Bahasa, dan Lambang Negara, serta Lagu Kebangsaan, Jakarta, Kementerian Pendidikan Nasional, 2011.
- 17 2009 年までは「国家教育省」という名称であった。
- ¹⁸ 国策大綱は最高国民議会(MPR)により1973年から5年ごとに策定された。パンチャシラの理想を時代に適応した内容で実現するために国民の活動,団結力を強化する国策である。2004年からは2004年第25号法律(UUD no25/2004)により国策大綱は国家開発計画(Sistem Perencanaan Pembanguna Nasional)に取って代わられた。
- ¹⁹ Tim Penyusun Pusat Pembinaan dan Pengembangan Bahasa, Pedoman Pengindonesiaan Nama dan Kata Asing, Jakarta, Balai Pustaka. 1995.